

財務省告示第百三十四号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準を次のように定め
、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

一 国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準

国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

(一) 特定の一般特恵対象品目について、一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）からの輸入が、二年連続して、以下の基準をいずれも満たす場合、国別・品目別特恵適用除外の対象とする。

イ 当該品目について、当該受益国・地域からの輸入額が我が国の総輸入額の五十%を上回ること

ヒ

ロ 当該品目について、当該受益国・地域からの輸入額が十億円を上回ること

(二) 我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特恵の供与を行うことが適切でない品目について、国別・品目別特

惠適用除外の対象とする。

(三) ただし、(一)の基準を満たす品目であつても、国内生産の有無その他の国内産業への影響に関する事情を勘案した上で、除外する必要性が認められないものについては、特惠適用除外を行わない。

(四) シーリング対象品目については、(一)の基準を満たす場合であつても、特惠適用除外を行わない。

(五) 本措置により特惠適用除外となつた品目について、(一)については、基準が二年連續して満たされなかつた場合、(二)については、当該機関において特定が解除される等特恵非供与の根拠が解消した場合、当該品目の特恵関税の適用を復活する。

(六) (一)の基準の判定については、各年度において、前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの二暦年の統計による（例えば、平成十九年度においては、平成十七暦年の輸入統計品目表の細分について、平成十六暦年及び十七暦年の貿易統計により判定する）。(五)についても同様に判定する。

(七) 本基準の適用による特惠適用除外を最初に実施する場合は、その施行までに相当な周知期間を設けるよう配意する。

一 高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準

(一) 部分適用除外（国別・品目別特恵適用除外）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 対象国・地域は、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）

に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域（平成十八年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成十六年における国民一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成十九年度の場合、平成十六年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル以上の国・地域）

ロ 対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計（平成十九年度の場合、平成十七歴年の貿易統計）において、イの国・地域を原産地とする当該品目の輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の二十五%を超え、かつ、十億円を超えている品目とする。

ハ イ及びロの基準により、部分適用除外の対象となつた国・地域及び品目については、毎年度見直すこととし、当該基準のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該国・地域について当該品目の特惠関税の供与を復活させる（ただし、左記二の特惠適用除外措置の対象となつてい

る国・地域を除く。)。

(二) 全面適用除外（国別適用除外）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 対象国・地域は、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域とする（平成十九年度の場合、平成十六年から平成十八年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

ロ イの基準により国別適用除外の対象となつた国・地域の国民一人当たり国民総生産が、当該年度の前年まで三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特惠関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、

当該年度より特惠関税の供与を復活させる。